

番号	区分	資料名等	頁	第1条	1	質問内容	回答	備考
1	質問	建設工事請負契約書(案)				<p>前提として…                      ◎◎◎◎グループ                      設計業務:○○設計・△△設計JV                      建設業務:××設計・□□建設JV                      監理業務:○○設計・△△設計JV                      という構成にて参加したい場合</p> <p>グループの『使用印鑑届』、JVの『使用印鑑届』、JVの『委任状』は必要ないでしょうか。</p>	<p>使用印鑑届、委任状は必要です。                      様式については、「特定建設工事JV参加申請書類(松阪市ホームページ)」を活用し、落札者の決定から仮契約の締結までの間で提出してください。  <a href="https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/koji01/yoshiki-koji.html">https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/koji01/yoshiki-koji.html</a></p>	
2	質問	建設工事請負契約書(案)				<p>前提として…                      ◎◎◎◎グループ                      設計業務:○○設計・△△設計JV                      建設業務:××設計・□□建設JV                      監理業務:○○設計・△△設計JV                      という構成にて参加したい場合</p> <p>【建設工事請負契約書】                      『別紙の共同企業体協定書』とは、松阪市書式の『特定建設工事共同企業体協定書』のことでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。                      様式については、「特定建設工事共同企業体協定書(松阪市ホームページ)」を活用し、落札者の決定から仮契約の締結までの間で提出してください。  <a href="https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/koji01/yoshiki-koji.html">https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/koji01/yoshiki-koji.html</a></p>	<p>建設工事請負契約書(案)修正</p>
3	要望	建設工事請負契約書(案)	8	第25条	1	<p>建設工事請負契約書(案)に発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認められたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。との記載がございます。本事業の提案書類の受付締切は令和4年12月23日までであり、請負契約締結日が令和5年3月下旬となることから、この期間について物価上昇について担保されないこととなります。起算日を請負契約締結の日から、提案書類の提出日に変更くださいますようお願いいたします。</p>	<p>変更はしません。</p>	